

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…一
- 都市計画の変更（四件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 農業振興地域の区域変更……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…四
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除（三件）……………（建設局河川部指導調整課）…四
- 土砂災害警戒区域等の指定（三件）……………（同）…六
- 告示（選）……………
- 東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………八
- 土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）変更の認可……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…八

告示

- 東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）の候補者届出書等の事前審査……………（東京都選挙管理委員会）…八
- 東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）…八
- 東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）…八

●東京都告示第五百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年四月二十六日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 昭島市、福生市、羽村市、あきる野市及び日の出町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年五月二十七日から同年七月十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

八王子市元八王子町三丁目及び甘里町各地上

削除する部分

八王子市元八王子町三丁目、長房町及び甘里町各地上

市街化調整区域

追加する部分

八王子市元八王子町三丁目、長房町及び甘里町各地上

削除する部分

八王子市元八王子町三丁目及び甘里町各地上

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）

●東京都告示第五百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

東大和市芋窪一丁目及び蔵敷一丁目各地内

市街化調整区 削除する部分

東大和市芋窪一丁目及び蔵敷一丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第五百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

町田市下小山田町字押沼、下小山田町字坂下及び野津田町字綾部原各地内

削除する部分

町田市相原町字大戸、相原町字東谷、相原町字考路、相原町字大北及び相原町字細豊各地内

市街化調整区

追加する部分

町田市相原町字大戸、相原町字東谷、相原町字考路、相原町字大北及び相原町字細豊各地内

削除する部分

町田市下小山田町字押沼、下小山田町字坂下及び野津田町字綾部原各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第五百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字秩父海道北、字南平及び南平一丁目各地内

削除する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字南平地内

市街化調整区

追加する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字南平地内

削除する部分

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第五百八十九号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

区市 指定する区域

江戸川区 西小松川町、東小松川一丁目及び東小松川二丁目各地内

附 則

この告示は、令和六年五月三十一日から施行する。

●東京都告示第五百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百七十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

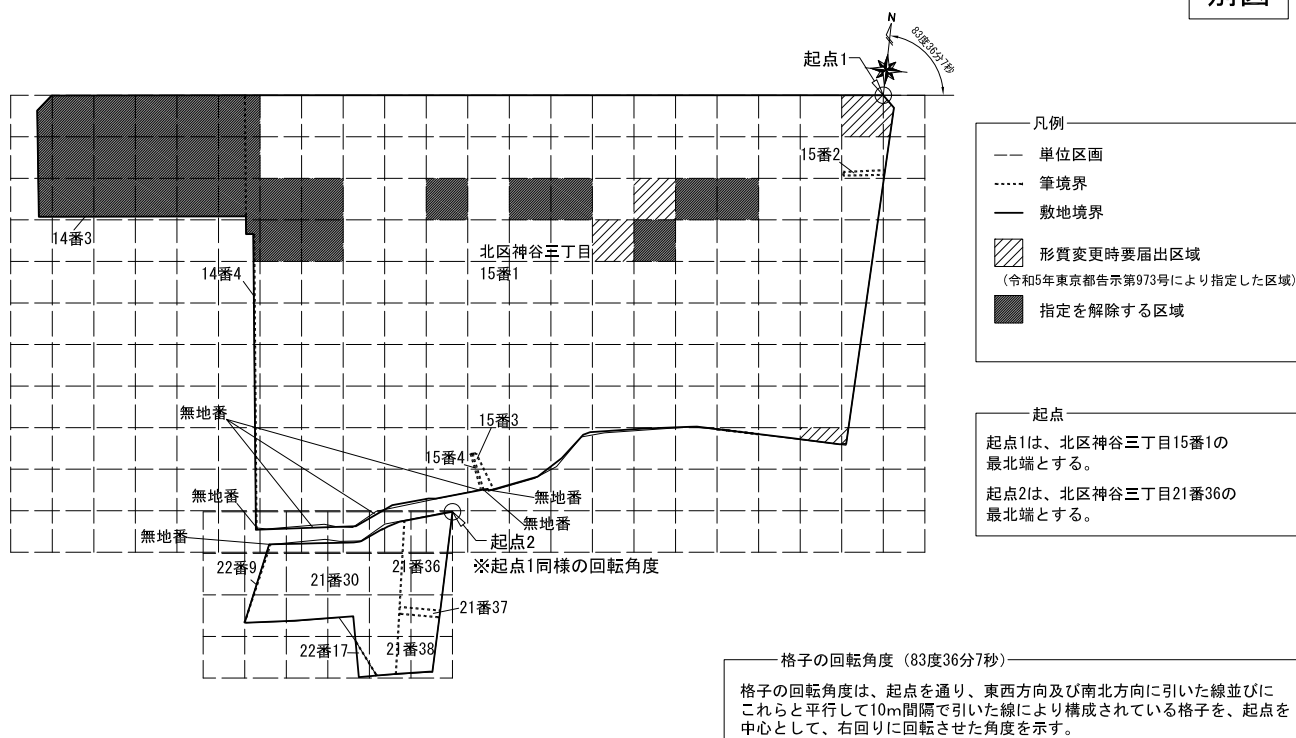
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区神谷三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



●東京都告示第五百九十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年東京都告示第三百十七号で指定し、昭和五十六年東京都告示第八百六十四号、平成二年東京都告示第百八十八号及び平成八年東京都告示第千二百二十九号で区域を変更した西多摩郡瑞穂町に係る農業振興地域について、別図の斜線で示す部分に該当する土地の区域を除外するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部農業振興課、東京都農業振興事務所農務課及び西多摩郡瑞穂町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	中神町二丁目	207001-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	中神町二丁目	207001-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第五百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	金井一丁目	209015-K041	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209015-K045		
		209015-K046		
		209015-K047		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	金井一丁目	209015-K045	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209015-K046			
		209015-K047			

●東京都告示第五百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第千三百二十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都三宅支庁及び御蔵島村役場において縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
御蔵島村	382001-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	382001-D007	土石流	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
御蔵島村	382001-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	382001-D007	土石流	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第五百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	中神町二丁目	207001-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	中神町二丁目	207001-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第五百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び東久留米市役所において縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
東久留米市	浅間町三丁目	222001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
東久留米市	浅間町三丁目	222001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第5百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都三宅支庁及び御蔵島村役場におい
て縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
御蔵島村		382001-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		382001-K076		
		382001-K077		
		382001-D007	土石流	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
御蔵島村		382001-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		382001-K076			
		382001-D007	土石流	別図のとおり	別図のとおり

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により、令和六年五月二十六日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

令和六年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

基準となる日
令和六年五月十六日。ただし、年齢については、同年五月二十六日
登録を行う日
令和六年五月十六日

公 告

土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）の変更の認可について

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八條第一項の規定により、府中用水土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）の変更を令和六年四月十五日認可した。
令和六年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）の候補者届出書等の事前審査について

令和六年五月二十六日執行予定の東京都議会議員補欠選

挙（目黒区選挙区）に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和六年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

日時
令和六年五月八日から同月十日までの午前九時から午後五時まで

場所
東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）に

おける候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年五月二十六日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）において、候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等（争訟を除く。）の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

一 令和六年五月十七日午前
八時三十分から午前九時三十分まで
目黒区総合庁舎地下一階第十五会議室
目黒区上目黒二丁目十九番十五号

二 令和六年五月十七日午前
九時三十分以降
目黒区総合庁舎別館九階目黒区選挙管理委員会事務局
目黒区上目黒二丁目十九番十五号

東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所につ

いて

令和六年五月二十六日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（目黒区選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号